

議員法学者であるHenry Plum氏の「2011年5月開催『性的虐待ラウンドテーブル』報告(共同発表)」、④John Fluke氏の「ISPCAN編集・2010年度出版『児童虐待に関する国際的見解』紹介(共同発表)」の4件であった。

次にJohn Fluke氏の「ISPCAN編集・2010年度出版『児童虐待に関する国際的見解』紹介(共同発表)」の中のアメリカに関する報告の概要をまとめておく。

アメリカでは児童虐待防止・児童保護に関する連邦法が設けられており、児童保護に対する連邦助成金もある程度各州・各郡に提供されている。しかし、実際の児童保護活動を行っている主体は州・郡である。

アメリカでは1988年に設立されたNCANDS(全米児童虐待データシステム)が、毎年、全米の要保護児童とその家族に関するデータを収集・管理している。

NCANDSによると、2008年度にアメリカでは虐待の疑いのある330万件の通告が児童保護局になされ、それは約600万人の子どもに関する通告であった。スクリーニングの後、それら330万件の通告ケースのうち約200万ケースが調査された。

調査後に児童虐待と確定された件数を追ってみると、アメリカでは、1990年度には1,000人の子どものうち13.4人が虐待されたが、その人数は徐々に減少し、2008年度には1,000人のうち10.3人の子どもが虐待された。このようにアメリカで児童虐待ケースが減少した主な原因としてJohn Fluke氏は、最近各州で作られた「区別対応システム」をあげている。区別対応システムでは、比較的軽いケースと判断した場合、そのケースを、利用者(子どもと家族)に不快感を与える厳めしい調査をせずに、すぐにサービス提供を開始する。

里親家庭を含む、アメリカの要保護児童の代替ケアに関する連邦政府データ収集システムはNCANDSではなく、AFCARS(養子縁組とフォスターケアの分析と通告データ収集システム)である。

AFCARSによると、2002年度フォスターケア(親子分離後の代替ケア)の子どもの人数は、2002年9月30日時点の523,000人から徐々に減少し、2010年9月30日には408,000人になった。

なお、2010年9月30日時点におけるアメリカの要保護児童の措置先は養育里親家庭(非血縁)が1番多く(48%)、2番目に多いのは親戚里親家庭(26%)であった(表1参照)。

表1 要保護児童の措置先(2010年9月30日時点)
(フォスターケア中の子ども)

養子縁組成立見込み家庭	4%	14,886人
養育里親家庭(親戚)	26%	103,943人
養育里親家庭(非血縁)	48%	194,900人
グループホーム	6%	25,066人
施設	9%	36,607人
スーパービジョン付自立生活	1%	4,050人
逃亡	2%	6,563人
試験的家族再統合(家庭復帰)	5%	21,340人

出典: U.S. Department of Health and Human Services (2011) *The AFCARS Report*,
(www.acf.hhs.gov/programs/cb, 2011.10.05.)

また、同時期にフォスターケアにいた子どもの家庭外措置期間について、約半分の子どもは1年以内に措置解除になっている(表2参照)。そして措置解除後、約半数の子どもは家庭復帰し、約2割の子どもは養親家庭に委託されている(表3参照)。

表2 家庭外措置期間

2010年度に解除された子どものフォスターケア滞在期間		
平均値	25.3 ヶ月	
中央値	14.0 ヶ月	
1 ヶ月未満	5%	21,147人
1 ~ 5 ヶ月	21%	86,081人
6 ~ 11 ヶ月	19%	75,684人
12 ~ 17 ヶ月	13%	54,231人
18 ~ 23 ヶ月	9%	36,395人
24 ~ 29 ヶ月	7%	28,384人
30 ~ 35 ヶ月	5%	19,026人
3 ~ 4 年	11%	44,379人
5 年以上	11%	43,083人

表3 2010年度措置／委託解除後の結果

家族再統合(家庭復帰)	51%	128,913人
親戚と暮らす	8%	20,423人
特別養子縁組	21%	52,340人
18歳で自立	11%	27,854人
ガーディアンシップ(後見人)	6%	16,208人
他機関に移転	2%	5,114人
逃亡(行方不明)	1%	1,504人
子どもの死亡(事故・病気・自殺等)	0%	338人

D. 考察

ISPCANニューデリー大会におけるアメリカの里親家庭に関する研究発表は、筆者の期待に添わず、非常に限られたものであった。しかし、SOS Children's Villages International (SOS国際子どもの村)のadvocacy advisorであるEmmanuel Sherwin氏の口頭発表「Violence in alternative care, reduction and preventative measures from the UN Guidelines on Alternative Care of Children」を拝聴し、2009年に国連が作成した「児童の代替的養護に関する指針」を再確認できたことは意義深い。

加えて筆者は10月8日の分科会において、日本の里親制度の現状の情報提供として、筆者の口頭発表「Psychosocial Support for the Child Victims of the East Japan Earthquake and Tsunami」の中で、東北大震災による孤児の現状を伝えるとともに、親戚里親家庭の活用が盛んに行われていることを大会参加者に伝えた。インドをはじめとするアジア諸国では日本と同様に施設が代替的養護の主流であり、今後の里親制度のさらなる普及が期待されるところである。

E. 結論

ISPCANニューデリー大会で得た情報をもとに、来年度のアメリカの調査の詳細を吟味し、現段階では未定であるが、①アメリカ連邦政府厚生省児童福祉局、②Foster Family-based

Treatment Association (294 Union Street, Hackensack, New Jersey)、③Multidimensional Treatment Foster Care® (1163 Olive St.Eugene, Oregon 97401)等を次年度調査対象として検討中である。

参考文献

- Casey Family Programs (2011) “Our Work” (<http://www.casey.org/OurWork/>,2011.11.07).
- Children’s Bureau, Administration on Children, Youth and Families, U.S. Department of Health and Human Services(2011) “What is Childrens’ Bureau?” (www.acf.hhs.gov/programs/cb/about, 2011.7.23).
- Foster Family-based Treatment Association (2011) “What is Treatment Foster Care? ” (<http://ffta.org/whatis.html>, 2011.9.12).
- Multidimensional Treatment Foster Care (2011) “MTFC Program Overview” (<http://mtfc.com/overview.html>, 2011.10.30).
- Pecora, P.J., R.C. Kessler, & A.C. Downs, et al. (2010) *What Works in Foster Care?* Oxford University Press.

平成23年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)
分担研究報告書

諸外国における親族里親の活用に向けた当事者参画に基づいた実践
～ファミリーグループ・カンファレンスを取り上げて～
～フランスの里親委託機関に関する文献研究～

研究分担者 日本女子大学 林 浩康

研究協力者 菊池 緑

研究要旨

本年度は、国際会議の参加および文献等を通して、ニュージーランドで開発され里親委託率が相対的に高い北米、西ヨーロッパ、北欧、オセアニアの国々（以下、諸外国）において活用されているファミリーグループ・カンファレンス（以下、FGC）の基本的概念、意義、内容、およびソーシャルワーク実践に与えた影響に関して整理を行った。FGCの活用を通して結果的に親族里親への委託率が増加し、さまざまな課題が指摘されているものの、相対的に子どものパーマネンシーの保障が養育の安定により図られたとともに、親子再統合後の再虐待の予防が促されたことが明らかにされている。

A. 問題意識および研究目的

日本においてはこれまで子どもの保護と強制介入の強化を目的とした法改正が着実に進行してきた。しかしながらその後の家族再統合を視野に入れた場合、専門職と当事者の協働や信頼に基づいた子どもの安全な生活づくりに向けた取り組みが要請される。その手段として諸外国における状況にかんがみFGCが有効であると考えられる。

FGCは家族や援助過程を「ひらき」、課題を共有化することを子ども虐待におけるソーシャルワークの中核に位置付けている。また意思決定過程への当事者参画型実践をその手段として捉え、その具体的方法としてFGCを位置付けることができる。FGCの内容や評価を通してソーシャルワークにおけるその位置付けを明らかにすることが本研究の目的である。

FGCはその後の子どもにとっての安心かつ安全な生活づくりに焦点化するところに特徴がある。児童相談所を中心とした機関での虐待対応件数が増加し、家族のリスクに焦点化

することで、家族の意思決定への関与が弱体化し、結果的に子どもの安心や安全を保障できないということを一部の諸外国は経験してきた。子どもにとっての安心かつ安全な生活を具体化する上で、インフォーマルな資源が意思決定過程に参画することが重要となる。FG内の子どもの安全や安心づくりに関係した課題を社会化および共有化し、専門職と協働して対応するなかで、こうした実践を具体化する可能性を見出すことができる。FGに丸投げするのではなく、社会的サービスが充実した上でFGCはその機能を發揮するといえる。

B. 研究方法

European Family Group Conference (2011.10)への参加をにより得た資料、および先行研究を通して、FGCの意義および親族里親の活用過程について明らかにした。

C. 研究結果と考察

ファミリーグループ・カンファレンスの 基本的内容

(1) FG（ファミリー・グループ）とは同居家族、三親等に限らない親族を含む拡大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々を意味する。「ファミリー」ではない、すなわち「家族」ではなく、FGCが「家族会議」ではないところに意味があるといえる。コミュニティの視点が強調されている。

(2) FGCとはFGの潜在的力を活用し、FGがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議である。ニュージーランドは諸外国と異なり、FGCが1989年に改定された児童・家族法(Children, Young Persons and Their Families Act 1989)に詳細に規定されている。現在、欧米・オセアニア・アフリカ・アジアの一部の国々に普及している。

(3) FGCの目的として、FGの意思決定への積極的関与に基づいたインフォーマル・ネットワークの再構築、親と子どもの支援体制の確保、および養育計画の作成があげられる。児童保護機関と協働して課題に取り組み、FGが意思決定に積極的に参画することでFGはエンパワーリングし、養育責任の自覚や養育課題への取り組み意欲を促すことができると考えられている。

(4) ニュージーランドにおけるFGCは基本的には親子分離ケースについては、児童・家族法においてFGCの開催が規定されている。FGと専門職を含む出席者全員の合意が必要であり、合意が得られない場合、裁判所の判断に委ねられる。

(5) FGCの過程は準備段階を除き3つの段階に分けられる。すなわち①情報共有段階(専門職とFGが一堂に会し、互いに情報を共有する過程)、②FGのみだけで子どもの今後の養育について話し合う過程、③合意段階(再度専門職とFGが一堂に会し、FGのたてた養育計画に関して検討を行う)

FGCがソーシャルワーク実践に与えた影響

(1)ソーシャルワーカーに与えた影響

①当事者参画に基づいた専門職役割の再編成

FGCはストレングスやエンパワーメントといった理念概念を基盤に据え、当事者参画を最もラディカルに具体化した実践と捉えることができる。子どもの養育に関する意思決定は子どもを含むFGが行うとされ、家族を中心としたFGが一定の情報や意思決定の権限を獲得することで、意思決定支援者としての専門職役割がより鮮明化したといえる。元来ソーシャルワークは「自己決定」の原則にあるように、当事者の意思決定支援を重要視してきたが、FGCという具体化した過程が提示されたことで、その原則の具体化が促されたといえる。結果的にFGは養育計画の作成にかかわることにより、決定に対し責任感を育む傾向にあることが指摘されている。またそれまで自身の養育計画作成過程から疎外されていた子どものそれへの参画を具体化することで、子どものアイデンティティ形成や、エンパワーメントが図られるということが報告されている。FGCに関する専門職は当事者課題への当事者対処を促し、それへの対応についてともに考える協力者であり、そうした作業を促すファシリテーターであるといえる。

FGCは子どもを身近な場所で養育することを促したといえるが、FGが子育てを担うことに価値を置くのではなく、意思決定過程に参画することに価値を置くことの確認がここでは重要である。FGCの導入が決して、社会サービスの減少に結び付かないことや、むしろ課題の顕在化を促し、社会サービスの必要性を高める傾向にあることが、これまで諸外国において明らかにされてきた。アメリカでは近年Fictive-kin（擬似親族）という概念を創り出し、当事者が親しいと感じる者の意思決定への参画を促し、場合によってはそれらの者全てに親族里親制度を適用している。またkith and kin（親類・縁者）ネットワークということばも世界的に活用されている。ソーシャルワーカーにはこうした幅広いFGの活用と同時に安全性を子どもの立場から評価することも求められている。

②ソーシャルワーカー役割の限定化と複数化

FGCでは、コーディネーターとソーシャルワーカーという二種の専門職が配置されている。従来ソーシャルワーカーは調整機能を担う専門職であったが、その役割を分離させ、コーディネーターという新たな専門職にそれが委ねられている。ある意味、役割の異なるソーシャルワーカーが関与するという意味で、役割分離とそれに伴うソーシャルワーカーの複数化として捉えることができ、コーディネーターはソーシャルワーカーの一種であると捉えられる。またFGCの準備段階から子どもや親のアドボケイトを配置する国が増加傾向にある。アドボケイト配置の是非、配置する場合誰がそれを担うのか、すなわち専門職か、FGか、それ以外の者（例えば一般住民の一定の研修を受けた人など）か、専門職が担うとなると、家族の話し合いにまで同席するのか、同席するとなれば家族の自律性が阻害されるのではないか、どういったスタンスで関与するのか等さまざまな議論がなされている。

従来アドボケイトもソーシャルワーカーの重要な機能であったが、これもいわばソーシャルワーカーから分離させたといえる。したがって初期対応のソーシャルワーカーの役割が、子どもの安全を目的とした介入役割により限定される傾向にある。それは初期局面ではリスクに焦点化し、パターナリスティックに専門職主導で介入する必要があり、そもそもソーシャルワーカーが親と信頼関係を形成して家族支援を行うことが、立場上困難であるという認識がそこにはある。初期対応のワーカーの役割は、より調査的機能や介入的機能にシフトし、子どもの安全保障役割に限定される傾向にある。さらにアメリカのいくつかの州で試みられているミーティングでは、コーディネーターとファシリテーターを分離している。すなわち当日までの準備をするコーディネーターと当日の司会進行のみを行うファシリテーターに分けられている。

ここで確認しておかなければなければならないことは、こうしたことが虐待対応における

るソーシャルワーク実践が決して介入実践に限定される傾向にあるということではない。子ども虐待への対応においては加害者、被害者、介入機関の間に実践上の矛盾を抱えることからソーシャルワーカーの複数対応が重要であり、総体としてのソーシャルワーク過程は当事者参画支援にシフトしたといえる。

(2)ソーシャルワーク機能に与えた影響

①コミュニティ視点の具体化

FGCのFGは従来の家族概念を意味するのではなく、親しい友人や近隣をも含んだコミュニティの再構築を目的とした実践である。地域から閉ざされ、同居家族外関係が希薄化している現代家族においてはその逆機能が発生する可能性は高い。虐待の背景には多様な社会的課題が横たわり、それへの対応について同居家族のみで考える限界はある。養育共同体の形成に向け、できるだけ多くの人々の関与がFGCには求められる。

FGCは従来の家族概念を基盤としつつ、その家族を越えた中間集団において子どもの養育について考え、必要なサービスを社会的に提供し、養育の継続および当事者のエンパワーメントを図る実践として捉えられる。こうした点を踏まえると、FGCはインフォーマル・ネットワークの回復アプローチとして捉えることができる。名称としては、コミュニティ・カンファレンスとする方が、その意味するところをより適確に表現しているといえる。そうであるならば、実践の場も地域に出て行くということも当然考えられる。コミュニティセンターのような人々にとってより馴染みのある場が適していると考えられる。

ソーシャルワーカーは一対一の関係のなかで個々のクライエントを相手としてきた歴史が長い。直接的な家族関係以外のより広範囲な状況にほとんど関心を払わず、伝統的なクライエント中心の実践モデルに依拠してきた問題点について1980年代半ばにイギリスでは指摘され、コミュニティ・ソーシャルワークが提示された。イギリスにおける1980年代までのソーシャルワーカーの問題点はケースを

こなすことで精一杯であり、クライエントの詳しい情報、たとえば拡大家族、近隣、友人などの情報を得る機会やそのような動機をもつことがほとんどないことであると論じられている。その理由として、ソーシャルワーカーの実践上の焦点は個人に当てるものと考えられていることがあげられている。またソーシャルワーカーの多くは、現代社会における家族、友人、近隣の地域ネットワークが比較的弱いと考えていること、とりわけクライエントとして紹介されてくる人についてソーシャルワーカーはこうした思いをもつ傾向にあることが指摘されている。

専門機関や専門職の連携には限界がある一方で、インフォーマルな関係者と専門機関や専門職との協働体制は子どもの見守り体制を強化することにつながる。FGCはインフォーマルな支援とフォーマルな支援を連携させ、子育ての責任を家族とコミュニティの間で共有化するプロセスであるといえる。結果的に専門職間の情報交換がFGC導入後活発化したことや、専門職のチームワークを促進したことについて論じられている。FGCが家族と専門職、専門職同士の協働体制の強化に大きく貢献しているといえる。

こうしたことを踏まえると、FGCは家族を「ひらく」ということだけでなく、援助過程を「ひらく」実践であるとも表現できる。家族を「ひらく」ためには援助を「ひらく」ことが重要である。援助を「ひらく」とは援助者が個人を対象にして、その内面を心理として扱い、社会をそこから消去するような「閉じた援助」ではなく、専門職、当事者双方の人間関係を活かした環境の変化や、社会における言説や制度の問題を視野に入れて援助を展開することである。個人の変化はこうした「ひらかれた」援助過程に参画することで促され、その過程で個人は自己開示し、人間関係を回復していくことが可能となる。家族員が同居家族外の者とつながりをもち、援助過程に参画し、意思決定過程に参画することがその基本として位置付けられる。

②ストレングス視点の具体化と当事者だけでの集団対話時間の確保

FGCではFG構成員だけで話し合う場が確保されている。それは決して専門職の関与を否定するものではない。専門職の一定の関与によりインフォーマル・ネットワークを再生し、一定の約束事のもとFG構成員だけで相互に意向を伝え合う。専門職だからこそできる関与や、もつ知識・技術があり、また当事者自身が家族でない専門職にだからこそ語れるストーリーといったものがある一方で、専門職にだからこそ語れないストーリー、家族・親族にだからこそ語れるストーリーが存在する。双方の視点を活かすという意味で専門職同席の話し合いの間（情報共有と合意段階の間）に当事者だけで話し合う時間を確保することが重要視されている。従来専門職によるストーリーに基づいて援助計画が作成されたり、個別な面接や訪問を通して当事者意向を明らかにすることが主流な実践であったが、FGC導入後当事者主体の集団アプローチが主流となったといえる。こうした時間の確保はストレングス視点の具体化として捉えることができる。FGのストレングスに着目し、そうした者たちのいわば「出番」や「居場所」を提供することはそれらのエンパワーメントを促す。またFGが意思決定の主体として位置付けられるということは先に指摘した援助過程を「ひらく」という実践の具体化でもあるといえる。

しかしながらアメリカのいくつかの州で導入されているFamily Team Decision Meeting (FTDM)、Team Decision-making (TDM)、Family Unity Meeting (専門職とFGがともに集い、まず親族里親の可能性を探り、子どもの措置場所を決定するミーティング) は、FGだけで話し合う時間は確保されていない。FGだけで話し合う意義は認めつつ、時間的制約あるいはファシリテーターによる促進機能を活かすという考え方などからファシリテーターが中心となって専門職とともに、養育計画を作成するようになっている。FGDM (Family Group Decision Meeting) が上位概念として位置付けられ、FGCやFT

DMなどをその下位概念として位置付けることができる。FGではなく、FGと専門職を含むFamily Teamという新たな概念も提示されていいると捉えることができる。

こうしたアメリカにおける一部の実践をどう捉えるかは今後の日本における実践にも影響を与えるといえよう。継続してこうした実践の成果を追うことが必要である。

G. 研究報告

【学会報告】

・林浩康・鈴木浩之他「日本型ファミリーグループ・カンファレンスの展開」日本子ども虐待防止学会,2011,12。

【著書】

・林浩康・鈴木浩之編『ファミリーグループ・カンファレンス入門～子ども虐待における「家族」が主役の支援～』明石書店,2011,12。

参考文献

Anderson,Gary,2001 "Formal and informal kinshipcare", Walton, Elaine,Sandra-Becker, Patricia. and Mannes,,Marc eds.,*Balancing Family-Centered Services and Child Well-being*, Columbia University Press,179-196

Connolly, Marie, 2001 "Child Care and Protection Services in Child Welfare", Connolly, Marie ed., *New Zealand Social Work*, Oxford University Press, 221-235

Cuddeback, Gary and Orme, John, 2002 "Training and Services for Kinship and Nonkinship Foster Families", *Child Welfare*, 81 (6) , 879-909

Daly, Fiona and Gilligan, Robbie, 2005 *Lives in Foster Care*, Children's Research Centre

Department of Social Welfare, 1986 Puao-te-Atatu (Day Break)

Farmer, E., and Moyers, Sue, 2008 *Kinship Care*, Jessica Kingsley Publishers

Geen, Rob, 2009 "The Evolution of Kinship Care Policy and Practice" , Courtney, Mark and Thoburn, June eds, *Children in State Care*, 81-149

Geen, Rob and Berrick, Jill, 2002 "Kinship care: An evolving service delivery option", *Child and Youth Services Review*, 24 (1/2) , 1-14

Gillard-Glass, Sheryn and England, 2002 *Adoption in New Zealand*, HarperCollins

Gordon, Amy, Mckineley, Sharon, Satterfield, Mattie, and Curtis, Patrock, 2003 "A First at the Need for Enhanced Support Services for Kinship Caregivers", *Child Welfare*, 82 (1) , 77-95

Kemp, Suzan and Bodonyi, Jami, 2002 "Beyond termination: Length of stay and predictors of permanency for legally free children", *Child Welfare*, 85 (2) , 58-86

Nixon, Paul, Burford, Gail, and Quinn, Andrew, 2005 *A Survey of International Practices, Policy & Research on Family Group Conferencing and Related Practice*, University of Vermont, Department of Social Work

Nodding, Nel, 1984 *A Feminine Approach to Caring and Moral Education*, University California Press

O'Brien, Mike 2001 "Social Work in Context: Economics, Organisation, Politics, and Ideology" , Connolly, Marie ed., *New Zealand Social Work*, Oxford University Press, 44-53

O'Mally, Pat,1996 "Risk and Responsibility" , Barry, Andrew, Osborne, Thomas, and Rose, Nicolas eds., *Foucault and Political Reason*, UCL Press

Pakra,Shannon,2004 "The Family Group Conference 14 Year Journey:Celebrating the success,learning the lessons,embracing the challenge" ,family power website (2011.12.15)
http://www.familypower.org/library/au05_pakura.html

Pecora, Peter, Whittaker, James, Maluccio, Anthony and Barth, Richard, 2000 *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice and Research*, second edition, Aldine de Gruyter

平成23年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業
社会的養護における児童の特殊標準的ケアパッケージ

諸外国における里親委託に向けた実践：
フランスの里親委託機関に関する文献研究

研究協力者 菊池 緑

研究要旨：フランスでは17世紀中頃より保護された乳児の死亡を予防するために、授乳可能な乳母への委託（以下では里親委託とする）が制度化された。その後、里親制度は変化しつつ多くの問題を抱えながら改善を重ねてきたが、1977年に近代的制度として生まれ変わった。里親委託は、もともと孤児と棄児、および家族から養育を放棄された子どもを国が後見して養護する制度として発展してきた。しかし、1960年代になると、被後見子が大幅に減少し、親権者がいながらその安全や成長に状態におかれた子どもを施設で養護することが増えた。そのため里親制度を抜本的に見直す必要があった。新制度では、里親を《親代わり》から子の育成に困難な状態にある家族を補足的に援助するワーカー、専門職として位置づけ、委託機関の育成チームの一員として子どもの発達と親子関係の修復と維持をチームで支援するようになった。里親委託機関は、現在、大きく4タイプがある。①県営の里親委託サービス、②民間法人による社会育成型里親委託センター、③障害児のための特別里親委託センター、④精神疾患のある者のための治療的里親委託機関である。今では、どの機関にも様々なメンタルヘルスの問題のある子どもが増加し、里親委託の治療的機能が期待されている。次年度にこれらの機関を現地で訪問調査するのに先立って、里親委託機関の現状と各機関が組織された経緯を明らかにする。

A. 研究目的

日本では、フランス語圏の児童養護と里親制度に関する情報が少ない。だが、フランスの里親委託機関を実際に訪ねてみると、日本との大きな違いに誰しも感じるのではないだろうか。設備の立派さ、活き活きした職員、実務内容、所属する里親と委託児童の多さ、職員体制の充実等々（注1）。

日本では、2011年度より里親支援機関事業として、民間で里親支援を行う機関に国と県が補助金を出し合って、里親支援を行おうとしている。しかし、その補助金の少なさとばらばらな事業内容などを里親先進国と比較するなら、里親等家庭養護児童の数の違いにも関係する大きな違いがある。

しかし、日本でも、親子関係不全に原因をもち、家庭においてケアを欠く子どもと虐待

を受ける児童が増えている。その結果、心身に重い外傷を受け、発達上にも様々な問題をもち、養育の難しい子どもが増えている。里親委託児童にもこの傾向がみられる（注2）。したがって、養育の難しい子どもを受入れる里親を支援する里親支援体制を整備し強化することは不可欠であり、里親委託を促進するために重要な課題である。

そのため、私達は、次年度の研究計画として、里親委託の先進国であるフランスの里親委託機関と関係諸機関を訪ねて、里親委託と支援が実際にどのように行われているのかを知りたいと願っている。

その準備研究として、以下では、フランスの里親委託機関の現状と里親制度の歴史の中でこれらの機関がどのように組織され、改善されてきたのか、ということをあらかじめ把握し、理解しておくことを目的とする。

B. 研究方法

入手した文献とインターネットに現在公表されている各種の情報を収集し、テーマごとに情報を整理し報告する。

報告に当たっては、研究分担者が大きく質問を設定し、研究協力者が答える形で情報を整理した。この作業によって24年度の現地調査で、見るべき点と聞くべき点を明らかにしたい。

C. 研究結果

フランスの里親委託機関に関する文献研究

1. 里親委託機関とは何をする機関か？

フランスでは、家族と社会援助法（以下ではCAFSとする）第L.221条1°に県の児童社会援助機関（ASE）の任務を次のように示している。

《未成年者、その家族又は親権者が、未成年者の健康、安全、精神を危険な状態に置くおそれのある困難に直面しているとき、又は解放された未成年者及び21歳未満の成人が家族的、社会的、教育的困難に直面し、その平衡が損なわれるおそれのあるとき、県の児童社会援助機関は物質的、教育的、心理的支援

を提供する。》

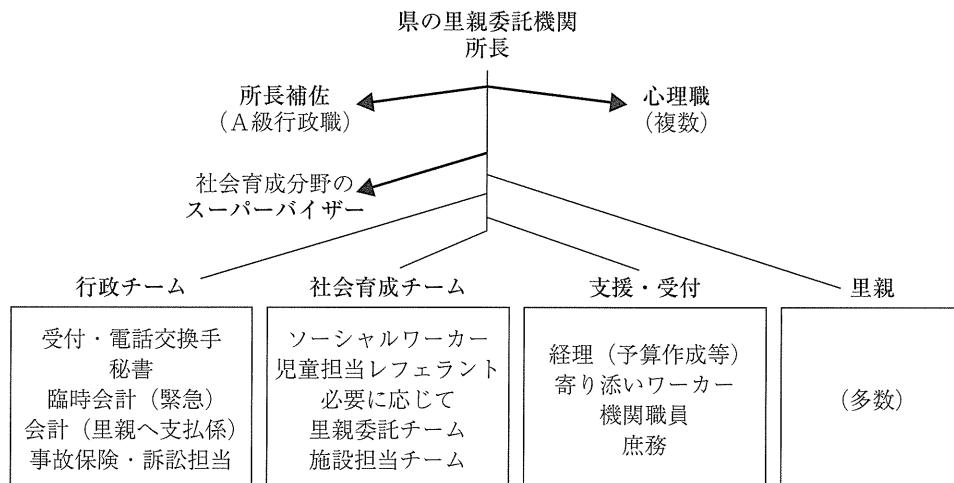
里親委託機関は、この方針に従って、児童保護と医療社会制度にもとづいて家庭外ケアを必要とする子どもと若年成人の里親委託と支援を専門に行う機関として県と民間法人によって整備されている。

これらの機関は、行政及び司法措置を決定する児童社会援助機関（ASE）と司法機関から直接又は間接的に委任された子どもと青年を里親家庭 famille d'accueilへ委託し、子どもに安全な居場所を確保し、そのうえで親子関係の維持と修復を支援することが大きな仕事である。その援助によって、子どもは、実親と里親の二つの家族にバランスよく足をかけて両方の家族に支えられて、自己形成と発達を促され、家庭復帰又は自立の達成が支援される。

他方、親子関係がないか不明な子どもと保護者が養子縁組を希望して県の児童社会援助機関に引き渡された子ども、あるいは、家族の面会が一年以上全くなく、裁判所によって遺棄宣告を宣告された子どもたちは国家後見子と認められ養子縁組が法的に可能となる。これらの子どもの縁組は後見人と国家被後見子家族会から同意があれば、縁組手続が進められる。（注3）

里親委託機関は、里親資格をすでに県から授与されているl'assistant familial（以下では、

パリ市里親委託機関の組織図のモデル



出典：パリ市里親ガイド 1998年

AF又は里親とする)を対象に、機関のチームと共に働くAFを募集し、必要とするAFを選別し機関の職員として採用している。募集では、里親と機関の仕事が一般によくわかるようにしなければならない。(CAFS L.221-2条)

県の児童社会援助機関の地区事務所は、2007年3月5日の法律を適用し、里親委託等措置を決定するときは、親権者と関係諸機関の責任者を招き、《子どもの計画書 le projet pour l'enfant》を作成する。これは、親と機関の委託契約に相当するもので、定められた様式がある。それには、子どもとその兄弟姉妹の福祉的経歴と家族構成を明記し、当該子の現在行われようとする措置に合意した示すため、親権者と関係諸機関の責任者や担当者が連署し、写しを関係機関と子の親に送付する。(CAFS L.223-1条)

その後、里親委託機関は、里親委託を開始する前にAFと労働契約と個々の子どもの委託契約を結び、AFと機関の権利義務関係を明確にする。

また、子どもを里親に委託するときは、《子ども計画》の枠内で個々の子どもの《個別的委託計画》を里親委託機関において里親も入れて作成する。それには親子の面会計画も含まれるので、親と子の意見も聽かれるのではないか。

親子の面会は、裁判所の禁止がない限り、定期的に行われ、面会はワーカーの立ち合いのもとで定期的に行われ、その関係がよい方向へ変化するように支援される。

個別的委託計画は子どものニーズの変化に対応して原則として毎年、見直される。その様式も定められている。

さらに子どもの年間報告書 Bilan annuel des enfantを機関は作成し、毎年、措置機関に提出することになっている。それには、就学状態、健康状態、学外活動、里親家庭での変化、実親との関係、そして年間計画を多職種チームで作成する。

県は、里親への専門的寄り添いを可能にする機関の実務体制を確保し、機関は委託児童状態を評価する責任がある。その任務は、社会福祉、育成、心理および医学分野で専門資

格のある異職種チームに委ねなければならないと規定されている。(CASF第L.422-5条)。

多職種チームとは、基本的に特別教育指導員 éducateur spécialisé (注4)、心理職、ソーシャル・アシスタントから構成されているが、精神科医や小児精神科医を非常勤で確保している機関も少なくない(注5)。里親は、里親家庭に介入する他のソーシャルワーカーや医療関係者に協力しなければならない。

上記の里親委託機関の組織図はパリ県の例である。その中の《支援・受付》の部分に《寄り添いワーカー accompagnateur》と示されているのは、機関が寄り添いをすることを重視しているためと考えられる。寄り添いは、子どもや里親、あるいは実親に定期的又は集中的に会って共感的に話を聞くことであるが、それを特別教育指導員とソーシャル・アシスタントが担当することが多いようではあるけれども、心理職も寄り添うことがある。

また、《育成チーム》の部分に《施設担当チーム》がある。それは、里親委託児童が里親委託と施設ケアを重複して利用できるため、日中又は週日に施設で教育や治療等を受けることを調整する必要があるとき、施設担当チームがその仕事をしているのではないかと考えられる。

里親委託機関は、チームが会議を開く部屋と面接室を備えている。また、ワーカーの立ち合いで行われる親子の面会用の施設には、台所セットと子どもの遊具も容易されている。それは、筆者が見聞では、県の機関だけでなく、民間機関でも同じ様に整えられていた。

(注1)

機関は、里親の社会的地位に関する法律を遵守し、義務研修を里親に受けさせ、法律で認められた休暇期間中には、子どもを臨時に預けられる養育者を調整して提供している。

2 タイプの違う里親機関がなぜあるのか？

フランスの里親委託機関は、現在、4つのカテゴリーに分けられている。1つは、県が

運営する公的里親委託機関で、その他は民間法人や財団が運営している。下記の①と②の機関は、県の児童社会援助機関又は児童裁判官から里親委託を委任される子どもを受けている。③と④は家族からの要請される子どもも受入れる。

- ①県営の里親委託機関 le service de l'accueil familial départemental (SAFD)
- ②民間の社会育成型里親委託機関 Centre de placement familial socio-éducatif (CPFSE)
- ③民間の特別里親委託センター le Centre d'accueil familial spécialisé (CFAS)
- ④精神病院との連携した治療的里親委託機関 l'accueil familial thérapeutique (AFT)

これらの機関が受け入れ対象とする子どもと若年成人は、①と②では、実親が脆弱なため自ら養育することが困難な子ども、虐待を受けた子ども、健康、安全、精神面で危険な状態にある子どもと若年成人である。③では、視聴覚障害、身体障害、複合障害、知的障害、自閉症および行動や行為に重い障害のある子どもを対象とし、④では、精神医療施設の医師が精神疾患を認めた子どもと成人である。

また、③と④の機関では、要保護性のない子どもを家族の要請で受け入れる場合は、③では、県の特別教育委員会の決定と保護者の同意を必要とし(注6)、④は、公立の精神病院の責任ある医師の決定と保護者の同意を必要とする(注7)。

機関の運営費は、①と②では、関係県の県会議長が決定して県が負担し、③と④では、社会保障機関の積立を原資として社会保障機関が負担する。

3. これらの機関に共通する点は何か？

いずれの機関もAFの社会的身分statutを定める共通の制度に基づいて里親委託と支援を実施している。

そのため、どの機関でも、すでに述べている里親との労働契約、個別的委託契約、里親研修の規定を遵守している。これらの規定は、1992年、2005年、2007年改正されて実施している。

2005年には、特に研修が強化され、里親は3年間に240時間の義務研修を雇用者の費用負担で受講しなければならなくなったり(CASF.422-5条)。92年法では、義務研修は120時間と定められていたが、年長の子どもや養育の難しい子どもが増加している現実に対応して研修が強化された。義務研修を受講しない里親は、5年後の資格更新ができなくなる。なお、義務研修は民間の研修専門機関に委ねることができる。

2005年には、里親の国家資格制度も創設された。一般的資格は5年の期限で授与されるのに対し、国家資格は終身有効な資格となる。これは、里親養育を何年か経験した者が申請することで審査を受けることができる。これは養育技能と知識の両面からその能力が検討され、審査を受け、審査に通ると国家資格が与えられる。

4. 誰が里親委託機関を認可するのか？

民間の里親委託機関は、その創設、変更および事業の拡大に関する県会議長(県行政庁の長)の許可を必要としている。創設や拡大等は、県の基本計画に従って認められることもあるが、民間団体に運営資金があり、その事業が現行規則を満たしているなら、15年の期限で認可される。その更新も可能である。(CASF L.321-1-1°, L.313-1, L.313-3, L.313-4)。

また、ある機関は、県の許可とは別に、司法的資格を補足的に取得することができる。この資格は、権限ある司法機関と県会議長が共同で、5年の期間で与えるものである(CASF L.313-10)。この資格のある委託機関は、民法の育成扶助制度 l'assistance éducative 又は非行少年の措置に関する規則の範囲で、児童裁判官が、その機関へ直接子どもを委任できる。

5. 民間の里親委託機関の数と規模は？

インターネットに公表されたAction Socialeという団体の2009-2011 Action-Socialeによれば、民間機関の全国の設置数は、以下の通りである。(注8)

◇社会育成型里親委託センター

- 全国に138か所、地方別には、
 - ・イール・ド・フランス地方に34か所
 - ・北西部地方に31か所
 - ・南西部地方に22か所
 - ・北東地方に22か所
 - ・南東部地方に23か所

◇特別里親委託機関

- 全国に86ヶ所、地方別では、
 - ・イール・ド・フランス地方に16か所
 - ・北西部地方に22か所
 - ・南西部地方に4か所
 - ・北東部地方に10か所
 - ・南東部地方に10か所

◇治療的里親委託機関は、2009年の民間調査

(注9)によれば、本土に57施設あり、うち、

- ・子どもと大人を対象とする機関が27施設
- ・子どもだけを対象とする機関は10施設
- ・大人だけを対象とする機関が20施設

このタイプの機関は施設数も少なく、利用する委託児童数も少ない。

6. 県営の機関は全国でどのくらいあるのか？

県の里親委託機関の設置数を示した資料や情報は得られなかった。

フランスは、67万平方キロの領土に6,430万人の人口をもつ国で、本土を95の県と海外の諸島に4つの県がある。海外県も本土と同じ法律に基づいて児童社会援助制度は運用されている。

Cébulaらの調査では、県営の里親委託機関から里親へ委託されている未成年者と若年成人は1996年12月31日現在では、59,264人である(注10)。この数はすでに述べた民間機関の委託数と比べるなら、突出して多い。

インターネットで公表されている国の統計局の調査では、2009年12月31日現在に里親に委託されている子どもと若年成人は全国で71,707人であるが、それを県別に見ると、例えば、Nord県は、委託児童が最も多く、6,034人、最も少ないLosère県はわずか29人である。それは家庭外に措置される養護児童数に比例して里親委託児童数に違いがある(注11)。し

たがって里親委託機関の設置又は民間機関の利用の仕方は一律ではなく、県ごとにかなりの違いがあると考えられる。

パリ県では、県営の里親委託機関は9施設あり、家族が定期的に面会に行ける距離に多くの機関は設置されている。その受け入れ可能な児童定員は、全機関を合わせて1,639人、1施設で85人から291人の規模で里親委託と支援を請け負っている。(注12) これらはすべて社会育成型の機関である。

7. 県の里親委託機関はいつ頃どんな理由で組織化されたのか？

この質問に答えるには、フランスの里親制度の歴史をさかのぼらなければ知ることはむずかしい。

幸いAnne Ouiの『里親ガイド』(注5)がこの疑問に答えてくれた。この本を筆者は里親研修機関IFLEPの代表、J.C-Cébula氏から勧められて読むことができた。Anne Ouiは1992年と2005年の里親の社会的身分に関する制度改正にたずさわった行政官で、その改正を踏まえて、現行の里親制度を紹介している。以下では、A.Ouiの記述に従って17～19世紀の里親委託の歴史を振り返ってみたい。

◇17～18世紀の児童保護と里親委託

里親委託の制度化は、ルイ13世の時代、1638年にVincent de Paulという聖職者が、裕福な社会階層の女性たちの組織するDame de la Charitéという慈善団体から援助を受けて、l'OEuvre des Enfants Trouvésという捨て子救済事業所をパリに創設したことを機に進められた。当時、捨て子はla coucheと呼ばれた捨て子救済所に保護されたが、保護した乳児のほぼ100%が、乳児用ミルクがないために死亡するという深刻な問題があった。それを予防する目的でVincent de Paulらは、施設内に授乳の可能な女性に来てもらい乳児を育て、元気な赤ちゃんを地方の貧しい農家の主婦に乳母nourricesとして一定期間保育してもらう形で乳母委託（以下では里親委託

とする）を始めた。委託に当たって、乳母のいる教区の主任司祭が子どもの特徴を記した証明書を発行して里親の身分を保障し、修道女らが委託家庭を訪問して監督した。委託児童は6～7歳になると、パリに連れ戻され、読み書きと宗教教育を受け、自立のために職業訓練も受けたが、成功する子どもが少なかった。

そのため、1761年には、子どもが6歳を超えると、里親に寄宿費を支払ってその家で継続して生活させ、男子は14歳まで、女子は16歳まで農家や手工業者のもとで職業訓練を受けた。しかし、実際には、里親の家で農業等を手伝い、里親の実子の兵役も代行することも認められていた。

Vincent de Paulらは、私生子を差別せず保護したため、地方から上京して子捨てをする者が増え、1680年には、パリの捨て子は年間約1000人に増え、革命前夜（革命は1789-1798）には、年間7,000人に達し、1786年には里親委託児童が15,000人もいたことが知られている。

このように里親委託の増加する状況する中で、1761年に里親制度が改正された。それまで里親を斡旋する口利き役であったmuneursが仲介事務所（Office de l'intermediaire）を組織し、6歳以上の子どもの委託家庭の斡旋が認められた。さらに、この事務所は里親への報酬の支払と家庭訪問も任されるようになった。

1793年には、フランス革命の高揚のなかで、捨て子を「祖国の子」と呼び、その救済の責任を慈善事業家から国の責任とした。

◇19世紀における里親委託制度の変化

—里親斡旋の規制と公的委託機関の誕生—

ボレオング時代（1804-1814）の1811年のデクレは、困難にある子どもを保護する制度の法律的枠組を定め、保護の対象を、①父母不明の遺棄児、②父母判明の遺棄児、③貧困家庭の孤児とし、その保護機関をAssistant Publiqueと定めた。

同じデクレで、子殺しを予防ために父母を

知られずに乳児の遺棄を可能にする回転扉を施設に設置することが公認された。いわゆる赤ちゃんポストである。これは、木をくりぬいた円筒状のものを施設の扉に取り付け、扉を回転すれば、そこに置かれた乳児が内側の施設に保護されるというものである。パリでは、この回転扉が1864年まで機能し、遺棄を増長させたと言われている。

里親委託の分野では、このデクレにより、私的な里親委託を申告させ、民間の里親斡旋を規制し、里親手当の条件と、里親を斡旋する仲介者や団体を監視するために許可する制度を定めた。これが、民間の私的な里親委託の斡旋を規制した最初の施策である。

このとき公的里親委託機関には、知事や監査官が関わることと、その役割が定められた。

このように1819年に、国の児童保護機関であるAssistance Publiqueが、口利き役のmuneursを官吏agentsと認め、1889年に、その事務所をagencesと呼ぶようになって、agencesは、公的里親委託機関となったのである。これが、つい数年前までagencesと言われてきた県の里親委託機関の前身と考えられる。Agencesは、昔も今も里親を募集し、措置機関から委任される子どもを里親へ委託し、その家庭を訪問し監督するという点では変わっていない。Assistant Publique時代の里親委託には、ヴィクトル・ユーゴーの『レ・ミゼラブル』のコゼットに象徴されるような子ども労働を搾取する里親の問題があり、agencesによる里親の監視は強化されたと言われている。

8. 民間の社会育成型里親委託機関はいつ頃、どんな理由で制度化されたのだろうか？

この質問にはっきりと答えていた文献や資料は得られなかったが、前述の1811年のデクレが、民間の里親斡旋を規制し、斡旋を許可する制度を作ったことに、民間機関の最初の制度化の動きを見ることができる。そして民間では多くの私的な里親委託を援助する斡旋者又は業者がいたことを想像することができる。

以下では、児童保護制度に基づいて養護児童を公認された里親家庭に委託できる社会育成型機関に焦点を絞って、パリ県が契約している5つの民間の社会育成型の機関について、2009年のパリ市の「児童社会援助のガイド」および各機関がインターネットで公表している情報から、その開設年、運営組織と歴史、認可機関、児童定員、機関の目標、事業方法などを整理して紹介する。

①Placement familial Fondation Granche

施設のタイプ：里親委託機関

開設年月日：1903年4月4日

管理組織：公益法人Fondation Granche

この団体は、結核家族の子どもをその感染から予防するために、医師達が里親委託を始めたことによって発展してきた組織で、その後、財團となり、2001年に公益法人として認められる。

認可・契約：県の児童社会援助機関(ASE)

児童定員：130人(0～21歳までの男女)

17人(エイズに感染した子ども)

委託料を決定する機関：県会議長

管理組織が運営する施設：4つの里親委託機関

機関の目標：社会心理面で大きな困難にある子どもとエイズ感染児童を育成・ケアする、家族との関係を修復し、関係維持を支援する

事業方法：・Sologne県とパリ周辺に在住する里親家庭へ子どもを委託する。精神科医を含む多職種チームで心理・育成的に支援する。実親と拡大家族を医療社会機関と連携して援助する。

◇Placement familial《Jean Cotxet》

施設のタイプ：育成的里親委託

開設年月日：1994年2月1日

管理組織：Association Jean Cotxet

認可機関：ASEおよび司法機関

児童定員：241人（1～21歳までの男女で重い人格障害やハンディキャップがないこと、親に精神的・社会的な問題のないこと、ただし、児童裁判官の決定で分離保護と里親委託を必要とする子どもを）

管理組織が運営する施設と機関

児童養護施設：19施設

社会育成型里親委託機関：2機関

予防チームクラブ：1機関

開放的・在宅育成支援機関：5か所

調査と育成指導機関：3か所

◇Placement Familial UFSE Ile-de-France

施設のタイプ：里親委託機関

開設年月日：1881年4月4日

管理組織：公益法人' Union Francaise pour le Sauvetage de l' Enfance (略称UFSE) 1881年に子どもの保護を目的に設立し、1891年に公益法人となる。児童保護事業に100年以上の歴史をもつ。19世紀には多数の子どもが監獄に収容され、軍隊のような訓練を受けていたことに反対して、刑罰ではなく教育を主張し、長時間の児童労働を批判するなど社会問題の改善に尽くしながら児童の擁護を追及してきた。

認可・契約：ASE

児童定員：80人（0～21歳までの男女で、身体障害と重い行動／人格障害のない子ども）

機関の目標：親から分離された子どもと青少年に里親家庭の生活を通してその発達とよりよい変化を追及している。

事業方法：多職種チーム（ソーシャルワーカーと心理士）が子どもに寄り添う。里親家族を支援する。子どもと実親家族との関係を修復するための支えをする。

◇Placement Familial OSE

施設のタイプ：社会育成型里親委託

開設年月日：1960年に認可を受ける

管理組織：Association Oeuvre de Secours aux Enfants (略称 OSE)：この組織は、1912年にロシアのペテルスブルグにおいてユダヤ人家族の保健福祉機関として創設され、ヨーロッパ各地にいるユダヤ人家族のためにOSEユニオンをベルリンで結成する。その後、ナチスの迫害を受けて、本拠地をウィーン次いでフランスに移動した。ナチス時代には強制収容所へ送られる子ど

も達の里親委託を密かに行って11,000人の子どもを里親に委託する。また、米国への子どもの移住を支援した。フランス解放後は、2,000人の孤児を強制収容所などから引き取るなど、子どもの救済事業を国際的規模で行ってきた。現在は、医療センター、児童福祉および記念事業の分野で活動している。

認可・契約：ASEおよび司法機関
児童定員：90人（ユダヤ人に限らず0～21歳までの男女）

里親の数：59人

機関の目標：暖かい家庭において子どもが成長し、才能を開花するように育成し、実親家族との関係の修復を援助する。

事業方法：少なくとも学齢期までの子どもを里親に委託する。在宅育成機関と協力し、短期反復的な委託も行う。母子のために出来るだけ短期の委託を目指すこと。

管理組織が運営する他の施設：児童福祉分野では、里親委託機関の他に児童養護施設と在宅育成機関(AEMO)がある。

◇《Jonas Écoute》

施設のタイプ：思春期の子の里親委託機関

開設年月日：2003年4月29日

管理組織：Association Jonas Écoute

認可と契約：ASE

児童定員：62人(11～18歳までの少年少女で、重い人格障害や薬物中毒のないこと)

機関の目標：パリ市内又は周辺地区の里親家庭に委託し、フォローを重視し、若者の社会的同化と就業を支援する。家族関係の修復、調和した個人生活の改善を目指す。若年の母には、あらゆる点から母となる準備をする。

事業方法：思春期の子ども、緊急保護、若年の母子を保護し、同一建物の中で、指導体制のもとでグループ別に支援する。

チームは特別教育指導員、心理士、精神科医から構成される。里親と実親に対し、チームでソーシャルワーカーと共に支援する。面接、評価、指導は一般に施設内で必要とする頻度で行う。

このように、民間の社会育成型の5機関には、100年を超える歴史をもつものもあり、60年代に認可された比較的規模の小さな機関もあり、児童定員を200人～100人を超える大きな機関もある。里親委託だけを行う機関もあり、総合的児童養護事業の一つとして行われているものもあるが、目標において特色がある。

9. 特別里親委託機関はいつなぜ制度化されたのか？

特別育成指導員のDenise Chaveyらによれば、現在、特別里親委託機関は、特別な医療－社会計画にもとづいて里親委託を行い、行動・態度の障害、知的障害、自閉症や複合ハンディキャップなどを示す0歳から20歳までの子どもと若年成人を対象としている。これらの子どもは、障害の程度に応じて、里親家庭から日中、特別育成施設に通うこと、週日、医療施設(IME)に入院して治療を受けることも、断続的又は補足的に施設(IRやCATTP)に通院して治療を受けることもできる。

ここでは、特別里親委託機関が組織された1950年代に遡って当時の里親委託の状況と精神科医療施設でインターンとして医療活動に従事していたSoule教授による当時の話を紹介したい。この話は、2006年11月26日にパリで行われたRIAFET協会と13区ASMの治療的里親委託センター(CFAT)が共催して開催したシンポジウム《1966-2006年間の40年の子どもの里親委託によるケアの実践》で語られたスーレ教授の昔語りであるが、その一部を引用する。(注13)

◇特別里親委託機関の創設と精神科医療機関のインターン達の活動

1952年にMichel Souléeが小児精神医学の臨床施設にインターンとして勤務し始めた頃、小児精神医学が何であるのか、どんな治療がよいのかよくわからないという時代

であったという。その頃、パリの聖ヴァンサン・ド・ポール病院の近くに《les Enfants de l'Assistance Publique》と呼ばれる児童保護施設があり、この施設から里親委託を目的に子どもたちが各地の里親委託機関agencesへ送られていた。インターン達は、その移送前に、児童保護施設へ出かけて里子となる子どもたちの健康診断をしていた。

スーレ達はインターンの3年目に、自分が診察した子どもが、その後、どうなっているのか知りたいという好奇心から有志でチームを組んで、金曜の夜から土日にかけてagencesを訪ねた。そこでは職員が子どものメンタルな問題に特別な知識があるわけではなく、にもかかわらず、あらゆる健康上の問題のあつ子どもの問題に直面しながら、他の機関の援助も全くない中で、若い医師たちによる治療と助言を歓迎した。スーレ達は、遺糞症のある子どもにうってつけの馬小屋に隣接した不潔な部屋で、子どもの状態を聞きながら治療したことがあった。

インターン達は、子どもの委託先で見た里親委託の状態を理解しようとして、各地の同僚と交流を深め、里親委託に関する討論会を企画し、その結果、里親委託のあり方を変えなければならぬと確信するようになった。彼らは、自ら開発した教育と研修プログラムを携えて、当時の厚生大臣シモーヌ・ヴェユに会って理解を得て、県の児童社会援助機関の資金協力を受けて、里親委託機関など関係に出向いて、里親委託の決定とケアに関する研修をチームで行うことを受けた。

こうした状況の中で、里親委託の研究集会を1959年、1961年、1965年、1968年に開いてGroupe d'Etudes et de Liaison des Placements Familiaux Spécialisés (GELPFS)と名づけた研究連絡会を結成して、1967年にSt-Nazaireで大会を開き、翌年、その成果を『不適応児童のために整備された特別里親委託』という報告書にまとめて、érès社から出版した。

こうした動きを背景に、国は里親委託のあり方を見直す法令を次々と出すようになった。

1957年7月7日のアレテは、特別里親委託機関の設置を許可し、1967年1月2日のデクレの附則24は、ハンディキャップのある子どものための特別里親委託機関の認可条件を定めた。こうしてスーレ教授によれば、特別里親委託機関は、大海の中に点在する島のように創設されていった。それらは、他の里親委託機関より、多くの専門知識と精神科医および臨床心理士がいるだけの組織だったという。

Sylvie Davidらによれば、1960年代は社会福祉と保健部門の機構と経済が躍進した時代で、わずか数年で様々な施設が創設された(注14)。

特別里親委託機関は、現在、1975年6月30日の法律の附則24に基づいて運営されているが、この機関が創設化されるまでに、若い精神医療施設のインターン達の疑問とそれを解決しようとする情熱的活動があった。障害のあるなしにかかわらず、どんな子どもも引き受けた、医学の知識も特別あるわけもないのに、どんな子どもも引き受け、問題に苦慮する委託機関あることに気付き、里親委託の方法と子どものケアの方法の見直しに、情熱を傾けた医師たちがいたことを記憶にとどめたい。

(3) 治療的里親委託機関はなぜ制度化されたのか?

治療的里親委託機関も、特別里親委託機関が制度化された同じ時期に、特に精神疾患のある成人と子どもを里親に委託する機関としてassociationとして精神医療組織の機関として創設する動きがあり、1957年のデクレで設置を認められた。翌年には、認可条件も定められた。

パリ13区の精神医療協会がSoisy-sur-Seineという村に治療的里親委託機関をミリアム・ダヴィッドらと共に創設したのは1966年であった。その初期の活動をSylvie Davidら報告しているので、その一部を紹介し、この機関が、どのように設置され、どのような実践

が行われたのかを触れてみたい。

◎Soisy-sur-Seineの治療的里親委託センター (CFAT)の初期の活動

Sylvie Davidらによれば、1966年1月1日、Soisy-sur-Seine（パリから26km南の村）に、パリ13区の精神医療施設を退院する患者のために保健施設が開設された。その機会にCentre Familial de Placement Psychothérapiqueと治療的里親委託センターが創設された。この機関には、精神病院を退院後、当面引取れる家族がいないか、その家庭環境が適当ではないと認められた子どもと大人のために治療を継続して行う目的で、里親委託が行われた。

この機関の児童部では、子どもの里親委託に関する内規を次のように定めた。

- 治療的里親委託は、1歳から15歳の子どもを対象とする。子どもたちは、パリ13区の精神保健センターの児童部がフォローし、治療する。
 - 里親委託を行う里親委託センターの技術と委託に関する一般的責任は、13区の精神保健協会の児童部の医師の意見にもとづいて、センター長から指名された主任医師が負うものとする。
 - 特別里親委託の決定は、子どもの予後をフォローする担当課の医師が行う。
- 内規の4～5条では、センターと里親家庭の位置と里親に関して次のように述べている。
- センター所在地：Soisy-sur-Seineとパリ13区間の距離は治療計画を立てる上で適切である。一時的な家族分離でも、子どもとその家族の接触が可能な位置にある。
 - 里親家庭：育成の難しい子どもを受託することを里親は予め合意しなければならない。里親は、子どもの難しい状態にこらえて、その状態を変化させる望ましい育成関係をつくるなければならない。里親は実親と接触して、家族の中で子どものおかれている状態を把握しなければならない。里親は子どもをフォローするすべての介入者に協力しなければならない。

このセンター創設に当たって、ミリアム・ダヴィッドは、13区の精神保健協会の医師Serge Leboviciの勧めを受けて、「子どもの委託」の技術的責任を、Philippe PaumelleとHenri Menteurの援助を得て引き受けた。スーレ教授によれば、ルボヴィッチ医師は非常に早くから里親委託の重要性と委託児童の障害に関する研究の必要性を認識していた医師であった。

小児精神科医としてのM.ダヴィッドのキャリアは、次の通りである。米国留学から帰国後、彼女は、家族から分離され、分離前の環境で、ケアが著しく欠けた子どもに関する多くの研究に参加して、1950年には、Geneviève Appelと共に著書『Parent de Rozan』を著わしている。これは、生後早期のケアと母のケアの欠如に関する研究である。1956年～62年には、世界保健機構の援助を受けて、母子相互関係に関する6歳未満児の親子分離に関する疫学的研究にも携わり、その間に、1959年から精神保健協会のルボヴィッチと共に、当時なおハイオニア的な仕事だった年少児の精神医療に携わった。当時は、Rene SpitzとJohn Bowlbyの著書「母性的ケアと精神保健」が盛んに議論されていた頃であったという。

こうして、ダヴィッドは、1966年にルボヴィッチ医師の勧めで、子どもの精神医療を目的とする治療的里親委託機関の主任医師として治療と研究に専念することになった。彼女は1968年に、Soisy-sur-Seineの2軒の家に活動拠点を移して、この機関をCentre Familial Action Thérapeutique (CFAT)と改名することを希望して、1971年に地方当局から認められた。改名の理由をダヴィッドは次のように述べている。《センターを子ども、その家族、里親および医療チームの集れるところとし、センターにおいて子どもの生活計画を立て、精神的安定を少しでも子どもに与え、集中的な治療的援助を行って、実の親子に残されている関係と里親子間に結ばれ、発達する関係とを丁寧にフォローする機関とするためである》という改名の理由を明らかにした。

言い換えると、センターを子どもとその親および里親が来られる場所として位置づけ、機関の支援チームと家族の接触を容易にし、二つの家族と子どもの状態をセンターの中でも観察し、フォローできる人間的関係の密なセンターにすることを目指したのではないだろうか。

筆者は、2009年にパリ県の3つの県及び法人の里親支援機関を訪ねたことがあった。そうしてこれらの機関が、まさにダヴィッドが意図したようなセンターとなっていることに気付かされた。その施設の中で定期的な親子面会が行われ、面会にはソーシャルワーカーが立ち合って、親と子どもの変化を知り、親子をフォローすることが容易になっているのではないかと思われた。里親さんは面会のたびに子どもの送り迎えで施設にやってきて、所長さんと楽しそうにおしゃべりをしている姿を見ることができた。3人の子どもを連れたその里親は、子ども一人ひとりの親子面会のたびに大きなワゴンに子どもたちを乗せてやってくるのではないだろうか。面会に毎週来る子どもの親もあって、それに合わせて送り迎えをする里親さんはかなり大変なのではないか。そのような時に、機関の職員と会う回数は自然と多くなるだろう。それで、お互いに構えることなく、自然態でおしゃべりのできる関係が生まれているのではないかなどと考える。ダヴィッドの目指していた、子ども、その親、里親がよく来る場所として県の機関でも、それが実現していた。それは社会育成型機関においても共通しているように思われた。

初期のSoisy-sur-Seine のCFATは、職員を医療従事者とソーシャルワーカー及び事務職とを等分の数で配置して、開設当初、15～20人の子どもを里親に委託している。これらの子どもは《いずれも精神障害があり、従前の環境でほとんどケアされていないか、問題が大げさに捉えられていた》とダヴィッドは記録している。

障害のある子どもを受入れた里親家庭は、その後、《子どものケアに専心し疲れ果て、

受託したことが家族関係を悪化させるという厳しい現実をつきつけた。》里親委託の複雑さと難しさをダヴィッドらは知って、そうさせない方法を考え、機関の職員の研修を強化した。外部の《グループ研究と特別里親委託連絡会》にも早くから参加して、情報を交換し合っていたという。さらに、《ハンディキャップと不適応に関する調査研究全国技術センター》の援助を受けて、里親研修を開始した。その研修が、里親をアシスタント・マテルネルという職業資格者とする1977年の里親制度の改革のなかで、里親研修を義務化されたときに、CFATの研修が県の里親研修のモデルとして影響を与えたとも言われている。職員と、里親の研修の重要性をDavidらが、早くから認識し、実際に実践していたのだった。

10. 1977年の里親制度の改革

この改革の内容を詳しく述べた日本語文献は残念ながら非常に少ない。里親の身分に関する法律は労働法に規定されているために、見えにくく、とつつきにくい。しかし、それを法律的観点から報告したものに、中川高男による「フランスの里親制度Ⅰ」がある。またパリ県における里親委託をパリの児童社会援助全体の中で調べて報告しているものに、菊池緑の「フランスの里親制度Ⅱ」がある。二つの報告は共に、湯沢雍彦編著『里親制度の国際比較』(ミネルヴァ書房、2004年)に掲載されている。

11. 雇用連帯省の里親委託の手引書

フランスでは、親子分離が子どもに与える深刻なトラウマを予防するために、できるだけ子どもを家族から分離せず、家族との関係を維持しながら、子どもの育成を支援することが重視されるようになってきた。その変化に応えて、民間に様々な育成支援機関が組織され、活用されるようになっている。

2009年12月31日現在の統計では、児童保護制度に基づいて公的援助を受けている子

どもと若年成人は288,500人であるが、その50%が分離措置ではなく、育成支援措置 l'action éducative を受けている。それには、家事援助やASEの金銭的援助も含めて、在宅育成指導機関が、教育指導員やアシスタント・ソーシャルあるいは心理士に活動の場を与え、寄り添いによる育成支援を行っているか、通園という形で育成支援施設を利用しているようである。

在宅型育成支援の発展は、経済的理由や就業等の理由で子どもが親子分離されるということが少なくなり、伝統的タイプの養護児童は里親委託でも施設入所にもいなくなつたと言われている。その代りに、生後早期の親子関係において、父母に《親としての障害》があるために、子どものニーズに応えることができず、正常な愛着関係を子どもとの間に形成することのできない親が増えていると言われている。その状態が子どもの人格形成に深刻なマイナスの影響を与えることや、認知能力や人との関係を作れない子どもが大きな割合を占めるようになってきた。そのような親子関係が継続する中で、ニースが満たされない親子が互いに暴力を振るうようになったり、子どもの遺棄を繰り返し行うことも知られてきた。

そのような子どもを委託される里親養育の難しさをどのような方法で乗り越えるのかということが大きな課題となっている。(注15)

そのため、フランスの雇用連帶省のソーシャルアクション局は、過去50年の子どもの発達と早期の親子関係や愛着障害等に関する医学的、心理的、精神分析的、社会学的研究で得た知見をもとに、里親委託の理論と方法を示す実務家向けの里親委託の手引書の作成を企画した。その仕事を1997年にミリアム・ダヴィッドらに委嘱した。また、そのために、親子分離と里親委託に携わる実務家をダヴィットのもとに集めて研究を行う機会を与えてきた。その成果がエレース社による小さな青の文庫本となって、2000年に発行された。それが、ミリアム・ダヴィッドの監修で雇用

連帶省と共同で編集された『子ども、親、里親一ケア制度としても里親委託』(注16)である。この本では、なぜ里親委託が簡単ではないのか、家族が養育をギブアップした養育の難しい子どもがなぜ作られるのか、そういう子どもを受入れて毎日を共に生活する里親の生活とはどういうものなのか、なぜ里親委託及び支援をチームで行うのか等を理論的に説明し、その実践の仕方を述べている。

この手引書の発行からすでに12年が経っている。その間にフランスでは、数回の里親制度の改正が行われ、改善が図られてきた。研修の強化、ソーシャルワーク、実務の方法の変化、里親委託機関におけるチームによる総合的支援を行うための体制の改善である。

①考察

この文献研究では、長い里親制度の歴史をさかのぼって、行政の末端機関として子どもの保護に携わってきた里親委託機関の成り立ちと変化を上記のように見てきた。また、里親委託機関が現在、大方、どのような体制を整えて仕事をしているのかを文献を通して垣間みた。

それでわかるることは、フランスでは、親子に複雑な困難な問題があるゆえに、家庭で、適切に養育されずに、苦しんでいる子どものために、その子どもを家族から分離して里親へ委託することが必要と考えられている。すなわち、子どもを里親に委託することで、安全な居場所を与え、その上で、親子関係を修復することを里親委託機関の重要な仕事としている。民間の5つの社会育成型里親委託機関の目標には、どの機関も親子関係の修復が掲げられている。

そのために、親子面会を支援することが委託機関の重要な仕事となっている。

日本では、そもそも親子関係の分からぬ子どもやそれが作られる前に親から分離され、親を知らない子どもたちが選ばれて里親に委託される傾向がある。そのため里親委託児童の親子の面会を云々することはナンセンスと思うこともあった。それでは、なぜその